

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 2020年8月13日

【会社名】 サツドラホールディングス株式会社

【英訳名】 SATUDORA HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 富山 浩樹

【本店の所在の場所】 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

【電話番号】 011-788-5166（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理グループグループリーダー 加賀谷 大輔

【最寄りの連絡場所】 札幌市北区太平三条一丁目2番18号

【電話番号】 011-788-5166（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理グループグループリーダー 加賀谷 大輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
証券会員制法人札幌証券取引所
（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

1【提出理由】

当社は、2020年8月12日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年8月12日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき 28円 総額 128,646,728円

ロ 効力発生日

2020年8月13日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 当社及び子会社の事業の現状に即し、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして所要の変更を行うものであります。

ロ 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること等を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、富山睦浩、富山浩樹、富山光恵、大和谷悟、高田裕、吉田俊哉の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、遠藤良治、関根純、山本明彦、川上和夫の4氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額として、年額170百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額として、年額40百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものであります。

第7号議案 当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内とすること、また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として

払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年19,000株以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	36,284	185	0	(注)1	可決 99.07
第2号議案 定款一部変更の件	36,326	143	0	(注)2	可決 99.19
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)6名選任の件					
富山 睦浩	34,434	2,035	0	(注)3	可決 94.02
富山 浩樹	34,454	2,015	0		可決 94.08
富山 光恵	34,664	1,805	0		可決 94.65
大和谷 悟	34,700	1,769	0		可決 94.75
高田 裕	34,701	1,768	0		可決 94.75
吉田 俊哉	36,306	163	0		可決 99.13
第4号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件					
遠藤 良治	35,375	1,094	0	(注)3	可決 96.59
関根 純	35,376	1,093	0		可決 96.60
山本 明彦	32,814	3,655	0		可決 89.60
川上 和夫	36,296	173	0		可決 99.11
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 決定の件	36,272	197	0	(注)1	可決 99.04
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	36,274	195	0	(注)1	可決 99.05
第7号議案 当社取締役(社外取 締役及び監査等委員 である取締役を除 く。)に対する譲渡 制限付株式の付与の ための報酬決定の件	36,237	232	0	(注)1	可決 98.95

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。